有線電気通信法昭和二十八年法律第九十六号

目的)

与することを目的とする。 確立することによつて、公共の福祉の増進に寄び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を第一条 この法律は、有線電気通信設備の設置及

(定義)

第二条 この法律において「有線電気通信」とをいう。

(1) 表情において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路を含む。)をいう。

【分】「泉遺気通信投情な](有線電気通信設備の届出)

第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者 第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者 かときは、設置の日から二週間以内)に、そのいときは、設置の日から二週間以内)に、その事項を記載した書類を添えて、設置の

- 二 受備の受置の場所 一 有線電気通信の方式の別
- 一設備の設置の場所
- 三一設備の概要
- ればならない。(大く。) は、 の他総務省令で定める事項を併せて届け出なけ 第五条 有線 は、同項各号の事項のほか、その使用の態様そ (技術基準) は、同項各号の事項のほか、その使用の態様そ (技術基準) は、この限 であるとき は、この限 では、この限 であるとき は、この限 では、この限 では、この限
- 11、(記氏角に耳を) (記氏角に耳な) 二人以上の者が共同して設置するもの
- 三 他人の通信の用に供されるもの

,ては、適用しない。 前三項の規定は、次の有線電気通信設備につ

4

- る事業用電気通信設備電気通信事業法第四十四条第一項に規定す
- 前号に掲げるものを除く。)規定による届出をした者が設置するもの及び規定による届出をした者が設置するもの及び線電気通信設備(同法第百三十三条第一項の第二条第一号に規定する放送を行うための有策と、のでは、
- 総務省令で定めるものを除く。)を除く。)あるもの(第二項各号に掲げるもの(同項の内を含む。以下同じ。)又は同一の建物内で設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域設置の場所と同一の部分の設置の場所が他の部分の
- 四警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、電気事業、鉱業その他政令で定めって掲げるもの(同項の総務省令で定めるものに掲げるもの(同項の総務省令で定める業務を行う者が設置するもの(第二項各号に掲げるもの(同項の総務省令で定めるものという。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定

(本邦外にわたる有線電気通信設備)

第四条 本邦内の場所と本邦外の場所との間の有い、この限りでない。ただし、特別の事由がある場合において、総務大臣の許可を受けたときる場合において、総務大臣の許可を受けたときる場合において、総務大臣の許可を受けたときない。

- ものでなければならない。 除く。) は、政令で定める技術基準に適合する
- 「泉電気通言投帯は、也しつ投置する「泉い。 いこれるものとして定められなければならな保されるものとして定められなければならない 前項の技術基準は、これにより次の事項が確
- と。 電気通信設備に妨害を与えないようにするこ 電気通信設備に妨害を与えないようにする有線
- と。 ては物件に損傷を与えないようにするこし、又は物件に損傷を与えないようにするこ 有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼ

(設備の検査等)

に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場らその設備に関する報告を徴し、又はその職員度において、有線電気通信設備を設置した者か第六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限

- | させることができる。 | させることができる。
- なければならない。 の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
- (設備の改善等の措置)のために認められたものと解してはならない。のために認められたものと解してはならない。3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査
- 第七条 総務大臣は、有線電気通信設備を設置し 利益の確保のために必要な限度において、その 支障があると認めるとき、その他その設備の運 よるほか、その設備につき通信の秘密の確保に く。)を設置した者に対しては、前項の規定に 気通信設備(同項の総務省令で定めるものを除 妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要 くは物件に損傷を与えると認めるときは、その た者に対し、その設備が第五条の技術基準に適 設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告 めるときは、その支障の除去その他当該他人の 用が適切でないため他人の利益を阻害すると認 造、修理その他の措置を命ずることができる。 な限度において、その設備の使用の停止又は改 合しないため他人の設置する有線電気通信設備 することができる。 に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若し 総務大臣は、第三条第二項に規定する有線電

(非常事態における通信の確保)

- 第八条 総務大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき態が発生し、又は発生するおそれがあるとき要な通信を行い、又はこれらの通信を行うため 要な通信を行い、又はこれらの通信を行うため 要な通信を行い、又はこれらの通信を行うため 要な通信を行い、又はこれらの通信を行うため しくはこれを他の有線電気通信設備を設置した者に対し、災 きことを命ずることができる。
- 2 総務大臣が前項の規定により有線電気通信設定 総務大臣が前項の規定により有線電気通信設施に要した実費を弁償しなければならない。
- (有線電気通信の秘密の保護) 求をすることができない。 第一項の規定による処分については、審査請
- 除く。)の秘密は、侵してはならない。 一項又は第百六十四条第三項の通信たるものを 第九条 有線電気通信(電気通信事業法第四条第

(審査請求の手続における意見の聴取)

- 第十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法を置いて予告した上、同法第十一条第二項に規度により当該審査請求をした者に対し、相当な期間き、当該審査請求をした者に対し、相当な期間き、当該審査請求をした者に対し、相当な期間き、当該審査請求をした者に対し、行政不服審査法にしなければならない。
- 3 第一項に規定する審査請求については、行政の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。
- 第十一条 第五条、第六条、第七条第一項及び前第十一条 第五条、第六条、第七条第一項及び前条中の他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行うための設備に準用する。この場合にお号を行うための設備に準用する。この場合にお号を行うための設備に準用する。この場合にお号を行うための設備に準用する。この場合にお号を行うための設備に準用する。この場合におけて、第六条第一項及び前条中に総務大臣」とあるのは、「総務大臣(鉄道事業及び軌道事業の用に供する設備にあつては国土をが、第七条第一項及び前第十一条 第五条、第六条、第七条第一項及び前第十一条 第五条、第六条、第七条第一項及び前
- 第十三条 有線電気通信設備を損壊し、これに物第十三条 有線電気通信を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処すにを接触し、その他有線電気通信設備の機能に第十三条 有線電気通信設備を損壊し、これに物
- 前項の未遂罪は、罰する。
- 十万円以下の罰金に処する。 の秘密を侵した者は、二年以下の拘禁刑又は五第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信
- 以下の罰金に処する。
 対下の罰金に処する。
 対下の罰金に処する。

五号)第四条の二の例に従う。 前三項の罪は、刑法(明治四十年法律第四· 二項の未遂罪は、罰する。

第十五条 営利を目的とする事業を営む者が、 に連続して行う機能を有する電気通信を行う装線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的 使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有的として、他人が設置した有線電気通信設備の じ。)を行うことを目的とせずに多数の相手方は受けることをいう。以下この条において同 該事業に関し、通話(音響又は影像を送り、 に処する。 きは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金 置を用いて、当該機能により符号を送信したと に電話をかけて符号のみを受信させることを目 又

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、 年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処

を設置した者 第四条の規定に違反して有線電気通信設備

1

一 第七条第一項(第十一条において準用する る命令に違反した者 場合を含む。)又は第八条第一項の規定によ

以下の罰金に処する。 届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第三条第一項から第三項までの規定による する。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、十万円

1

場合を含む。以下この号において同じ。)の をした者又は同項の規定による検査を拒み、 規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告 第六条第一項(第十一条において準用する 若しくは忌避した者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 理人、使用人その他の従業者が、その法人又は は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対 人の業務に関し、前三条の違反行為をしたとき 各本条の罰金刑を科する。 3

附 則 の法律の施行期日は、別に法律で定める。 (昭和二八年八月三日法律第一六

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 六号) (昭和二九年六月八日法律第一六

(施行期日) 号) 抄

1 決裁判手続法の施行の日から、 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即 その他の部分 6

同は、 .法附則第一項但書に係る部分を除く。) の施 警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号。

号) 則 (昭和三二年六月一日法律第一五

過した日から施行する。 この法律は、 公布の日から起算して二月を経

七号) (昭和三三年五月六日法律第一三

1

こえない範囲内で政令で定める日から施行す る。 この法律は、公布の日から起算して六十日を

一三号) 附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第 抄

1

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和三十五年七月一日 から

九号) 附 則 (昭和三七年五月八日法律第一〇

施行する。 この法律は、 災害対策基本法の施行の日から

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 六一号) 附 則 抄 (昭和三七年九月一五日法律第

2 この法律による改正後の規定は、この附則に ただし、この法律による改正前の規定によつて 律の施行前に生じた事項についても適用する。 された申請に係る行政庁の不作為その他この法 前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 生じた効力を妨げない。

前に提起された訴願等につきこの法律の施行後 行後も、なお従前の例による。この法律の施行 「訴願等」という。)については、この法律の施 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 等についても、同様とする。 にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行 この法律の施行前に提起された訴願、審査の

5 る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 ての裁決等については、行政不服審査法による 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ -服申立てをすることができない。

この法律による改正前の規定により訴願等をす この法律の施行前にされた行政庁の処分で、

9 に関して必要な経過措置は、政令で定める。 る期間は、この法律の施行の日から起算する。 前八項に定めるもののほか、この法律の施行

四〇号) (昭和三八年七月一二日法律第一

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月をこ

号 附 則 (昭和四四年六月二日法律第三七

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して三月をこ

六号) 附 則 抄 (昭和四六年五月二四日法律第六

(施行期日)

1 る規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施的する。ただし、次の各号に掲げ 十二月三十一日までの範囲内において政令で定 この法律は、昭和四十七年九月一日から同年 行する。

四十六年九月一日頃、附則第八項及び附則第九項の規定 項、附則第八項及び附則第九項の規定 昭和の二の改正規定並びに附則第五項、附則第六 第七十七条、第百五条第四項並びに第百五条 第六十四条第一項及び第二項、第六十六条、 までに係る部分を除く。)並びに第五十六条、 及び第五十五条の十五から第五十五条の十八 章を加える改正規定(第五十五条の十第二号 目次の改正規定、第五十五条の八の次に一

四附号訓 抄 (昭和四七年七月一日法律第一一

(施行期日)

1

過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して六月を経

則 (昭和五三年六月一五日法律第七

三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

八七号) 則 (昭和五九年一二月二五日法律第 抄

(施行期日)

ることができるものとされ、かつ、その提起期

間が定められていなかつたものについて、行政

不服審査法による不服申立てをすることができ

第一条 この法律は、 行する。 昭和六十年四月一日から施

定による改正後の有線電気通信法第三条第二項第二十条 この法律の施行に伴い、第五十条の規 の届出をすべきこととなる者のうち、この法律 (有線電気通信法の一部改正に伴う経過措置) の施行の際現に適法に有線電気通信設備を設置

している者は、同項の届出をしたものとみな

2 る改正前の有線電気通信法の規定に違反する行 例による。 為に対する罰則の適用については、 この法律の施行前にした第五十条の規定によ なお従前の

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるも は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な事 項

九号) 則 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 利益処分の手続に関しては、この法律による改 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により (政令への委任) 規定により行われたものとみなす。 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処 続は、この法律による改正後の関係法律の相当

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措

三七号) 則 (平成一一年八月一八日法律第一

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して一年を超

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 一六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

一四二号) 則 (平成一四年一二月一一日法律第

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

附 則 二五号) (平成一五年七月二四日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 を超えない範囲内において政令で定める日から それぞれ当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 略

超えない範囲内において政令で定める日 条までの規定 公布の日から起算して一年を条まで及び附則第四十四条から附則第四十八 十五条まで、附則第二十一条から附則第三十二項の改正規定並びに附則第六条から附則第 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第 条まで、附則第三十四条から附則第四十一

則 抄 (平成一六年五月一九日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 それぞれ当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 一号の改正規定及び附則第五条の規定 第一条中電波法第九十九条の十一第一項第 公布

二及び三 略

の規定 サイバー犯罪に関する条約が日本国部分に限る。) 並びに第三条及び附則第四条 について効力を生ずる日 る改正規定(同法第百九条の二第五項に係る 第一条中電波法第百九条の次に一条を加え

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定による改 る条約により日本国外において犯したときであ 定の施行の日以後に日本国について効力を生ず 線電気通信法第十四条第四項の規定は、当該規 る。 っても罰すべきものとされる罪に限り適用す 正後の電波法第百九条の二第五項の規定及び有

(その他の経過措置の政令への委任)

|第五条 前三条に規定するもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

五附号)則 則 抄 (平成二二年一二月三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 を超えない範囲内において政令で定める日 议

附 則 (平成二六年六月一三日法下「施行日」という。)から施行する。 九号) 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

六年法律第六十八号)の施行の日から施行す第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十 る。

(経過措置の原則)

|第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に がある場合を除き、なお従前の例による。 (訴訟に関する経過措置) に係るものについては、この附則に特別の定め 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法 ついての不服申立てであってこの法律の施行前

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その の他の行為を経た後でなければ提起できないと 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 される場合にあっては、当該他の不服申立てを いこととされる事項であって、当該不服申立て

2 この法律の規定による改正前の法律の規定 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す

取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるものの 規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。)により異議申立てが提起 に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え による。 (前条の規定によりなお従前の例によることと

3 他の行為の取消しの訴えであって、この法律の の例による。 施行前に提起されたものについては、なお従前 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものの める。 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定

六号) 則 抄 (平成二七年五月二二日法律第1

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

号) 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 第五百九条の規定 公布の日